平成２５年（フ）第２８０４号
山口県光市大字三輪1160―201
破産者　岡　さつき
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８１号
千葉県市原市能満字東四辻1866番１
破産者　株式会社クレールインターナショナルクリエート
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８９７号
東京都墨田区江東橋２丁目10番10号
破産者　株式会社エムワイ・テックホーム
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３号
神奈川県藤沢市用田1519―３―101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市打戻1794―16
破産者　綿貫　浩至
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４号
神奈川県藤沢市用田1519―３―101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市打戻1794―16
破産者　綿貫　晴子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３号
東京都港区三田２丁目７番９号
破産者　株式会社幸運之光
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５１号
東京都墨田区墨田４―29―13―401、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区花川戸１丁目３番３号
破産者　有限会社フイールド
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７４号
東京都八王子市諏訪町211番地の２
破産者　有限会社モリコー
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７５号
東京都八王子市横川町901―41―101
破産者　長岡　裕輝
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７６号
東京都八王子市横川町901―41―101
破産者　長岡佐夜子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７０号
東京都葛飾区亀有１丁目５―１―504
破産者　中森征四郎
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５８２号
東京都港区麻布十番３丁目３―13
破産者　有限会社タチバナインターナショナル
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５８３号
静岡県熱海市伊豆山820―３―816
破産者　橘内　明美
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６４８号
東京都墨田区京島２丁目12番12号
破産者　株式会社木村理化学製作所
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６４９号
東京都墨田区東向島４丁目１―６―402
破産者　木村　一郎
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５０号
東京都墨田区東向島４丁目１―６―402
破産者　木村まり子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６５号
茨城県守谷市みずき野７丁目17番地11
破産者　有限会社水野ウェブシステムズ
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６６号
茨城県守谷市みずき野７丁目17―11
破産者　水野　　恒
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８７号
東京都杉並区上荻１丁目25番１号　ヤマキ産業ビル201号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区上荻１丁目25番１号　ヤマキ産業ビル205号
破産者　有限会社東京タイプレスセンター
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７０６号
東京都台東区浅草橋３丁目25番５号
破産者　株式会社ニューズ・アソシエイツ
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７０７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南１丁目７―11―201、開始決定時の住所埼玉県久喜市南栗橋９丁目３―２
破産者　平塚　明敏
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部